（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則の一部改正）

第二条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成三年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一　当事者　次のイからトまでに掲げる意見聴取の区分に応じ、それぞれイからトまでに定める者をいう。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の意見聴取　法第三条又は第四条の規定による指定に係る暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者（代表する者が欠けている場合にあっては、これに代わるべき者。以下この号及び第三十九条第一項において同じ。）

ロ　法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取　法第十五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号及び第十三条において同じ。）の規定による指定に係る指定暴力団等（法第二条第五号に規定する指定暴力団等をいう。以下この号及び第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ハ　法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取　法第十五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第十三条において同じ。）の規定による法第十五条の二第一項に規定する警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等（同項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ニ　法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴取　法第三十条の八第一項の規定による指定に係る指定暴力団等を代表する者

ホ　法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取　法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（同項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ヘ　法第三十四条第一項の意見聴取　同項に規定する命令に係る者

ト　法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取　同条第一項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者

第一条第四号中「係る暴力的要求行為」の下に「（法第二条第七号に規定する暴力的要求行為をいう。以下同じ。）」を、「した指定暴力団員」の下に「（法第九条に規定する指定暴力団員をいう。第十一条の二第一項において同じ。）」を加える。

第二条第一項中「第五条第一項」の下に「（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）」を加える。

第四条第一号中「又は補佐人」を「若しくは補佐人」に改める。

第五条第一項第一号中「第二十条若しくは第二十四条」を「第二十四条、第三十条の六第一項若しくは第三十条の九」に、「若しくは第三十条の五第一項」を「、第三十条の五第一項」に改め、「暴力行為」の下に「若しくは第三十条の八第一項各号に掲げる行為若しくは同項に規定する暴力行為」を加える。

第十条第一項第一号中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項第二号中「第十四条第三項」を「第十四条第五項」に改める。

第十一条の二第一項第一号中「第十四条第二項」を「第十四条第四項」に改める。

第十三条中「指定」を「指定等（法第三条、第四条、第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定又は法第十五条の二第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更若しくは法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更をいう。第十九条第一項、第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。）」に改める。

第十四条第五項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、「十五日前までに、」の下に「法第十五条の二第八項若しくは第九項若しくは第三十条の八第四項若しくは第五項において準用する法第五条第一項又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　次の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の二の意見聴取通知書を送達して行う。

一　法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第十五条の二第八項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二　法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第三十条の八第四項において準用する法第五条第二項の規定による通知

3　次の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の三の意見聴取通知書を送達して行う。

一　法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第十五条の二第九項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二　法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第三十条の八第五項において準用する法第五条第二項の規定による通知

第十五条第一項中「第五条第二項」の下に「（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第十六条第一項中「第三項」を「第五項」に改める。

第十九条第一項及び第二十三条第一項第二号中「指定」を「指定等」に改める。

第二十六条中「第五条第一項ただし書」の下に「（法第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十九条第一項中「第十四条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「に暴力団」を「に当該意見聴取に係る暴力団、指定暴力団等又は特定抗争指定暴力団等若しくは特定危険指定暴力団等（以下この項において「暴力団等」という。）に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「含む。以下この項において同じ。）」の下に「若しくは法第三十条の十一第一項」を加え、「第十四条第二項若しくは第三項」を「第十四条第四項若しくは第五項」に、「当該暴力団」を「当該暴力団等」に改める。

第四十条第一項中「指定」を「指定等」に改める。